

弾薬等技術支援の請負契約において、仕様書等で指定していた業務内容に対して実際に実施された業務内容が下回っていたのに、契約の変更を適切に行うことなく、契約額をそのまま支払

1件 不当金額(支出) 3234万円

1 契約等の概要

海上自衛隊補給本部は、運用中の魚雷、機雷、爆雷、欺まん弾等(これらを「水雷弾薬」)の性能及び品質を適正に保つために、令和元、2両年度に「弾薬等技術支援(水雷)(技術支援)」の請負契約を、2年度に「弾薬等技術支援(水雷)(技術支援：機雷その2)」及び「弾薬等技術支援(水雷)(技術支援：機雷その1)」の請負契約を、契約額計1億9022万円で締結している。

4契約の仕様書及び調達要領指定書(これらを「仕様書等」)によれば、補給本部は、技術支援として実施することとされている業務については対象となる水雷弾薬の種類又は現地調査等の実施回数をそれぞれの業務内容として仕様書等において指定し、指定した種類及び実施回数に基づくなどして予定価格を算定し、契約額を決定している。

そして、4契約について、仕様書等に掲げられている項目の内容を増減する必要が生じた場合、海上自衛隊契約規則(以下「契約規則」)に基づき、補給本部は、契約の変更を行うことが必要となる。また、4契約においては、部隊からの要求又は補給本部自らの所要に応じて、補給本部が請負会社に対して技術支援の各業務の履行を求めることになっており、監督職員はその業務の履行状況について監督を行い、検査職員は請負会社から提出される業務ごとの実施状況を取りまとめた不具合調査実施報告書等(以下「報告書」)の書類審査等により検査を行うこととなっている。

2 検査の結果

請負会社から補給本部に提出された報告書をみたところ、部隊からの要求がなかったことなどにより、一部の業務について、表のとおり、実際に実施された業務内容と仕様書等における指定内容に差が生じており、いずれも仕様書等における指定内容を下回っていた。

表 実際に実施された業務内容と仕様書等における指定内容に差が生じていたもの

業務名	弾薬等技術支援(水雷)(技術支援)				弾薬等技術支援(水雷)(技術支援：機雷その2)		弾薬等技術支援(水雷)(技術支援：機雷その1)	
	令和元年度		2年度		2年度		2年度	
	仕様書等において指定していた種類又は回数	実際に実施された種類又は回数	仕様書等において指定していた種類又は回数	実際に実施された種類又は回数	仕様書等において指定していた回数	実際に実施された回数	仕様書等において指定していた回数	実際に実施された回数
技術資料管理	8種	3種	9種	3種	3回	2回	—	—
技術指導	—	—	7種	6種	—	—	—	—
不具合調査	22回	18回	15回	11回	7回	2回	7回	2回
訓練発射等実施要領サーベイ	17回	9回	18回	16回	—	—	—	—

しかし、監督職員及び検査職員は、実際に実施された業務内容が仕様書等における指定内容を下回っていることを把握していたものの、仕様書等に掲げられている項目の内容の増減には該当しないと誤解して、仕様書等のとおり履行されたと誤認していた。このため契約担当官等は、契約の変更を行っておらず、契約額の全額がそのまま請負会社に支払われていた。

したがって、仕様書等において指定していた水雷弾薬の種類又は現地調査等の回数と実際に実施した種類又は回数との差の分に係る支払額3234万円は、契約規則に従った契約の変更を行うことなく支払われていて、不当と認められる。